○○○　運営規約

第１条（名称）

本会は、○○○と証する。

第２条（事務局所在地）

本会の事務所は、〇〇市〇〇〇－〇－〇に置く。

第３条（目的）

本会は、○○○に関する活動を行うことにより、○○○を目的とする。

第４条（会員）

会の目的を理解し、会の発展に寄与できることを参加の条件とする。

第５条（役員）

この会に以下の役員を置く。

　会長　　〇名

　副会長　〇名

第６条（役員の任期）

役員の任期は、〇年間とする。

第７条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は、会長を補佐し、会長が欠員の時は会長の職務を遂行する。

第８条（運営）

〇〇〇を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い、円滑な業務遂行に努めるものとする。

第９条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附　則

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

○○○会　会則

（名称）

第１条　本会は、○○○会と証する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、〇〇市〇〇〇－〇－〇に置く。

（目的）

第３条　本会は、○○○に関する活動を行うことにより、○○○を目的とする。

（入会）

第４条　本会の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長宛に提出し、会長の承認を得るものとする。

（会費）

第５条　本会の会費については、総会において別に定める。

（退会）

第６条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡したとき。

(2)会費を○年以上納入しないとき。

（役員）

第７条　この会に次の役員を置く。

(1)会長

(2)副会長

(3)監査役

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第８条　会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

３　監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第９条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第１０条　この会の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

(1)会則、事業等の変更

(2)解散

(3)事業報告及び収支予算

(4)役員の選任又は解任

(5)その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第１１条　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第１２条　役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第１３条　会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。（事業年度）

（事業年度）

第１４条　この会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）

第１５条　この会の事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）

第１６条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第１７条　この会則は、総会において、出席者の○分の△以上の承認がなければ変更できない。

附　則

この会則は、令和○○年△△月□□日から施行する。